



様式第2

動尾第525号

動物取扱業登録証

氏 名 有限会社 EIKOKU
代表取締役 白井 照敏 様
住 所 愛知県海部郡蟹江町西之森6丁目20番地

動物の愛護及び管理に関する法律第10条第1項に基づき、上記の者を動物取扱業者として登録する。

愛知県動物保護管理センター所長

田中 豊



登録の年月日 平成19年7月6日

登録の更新の年月日 平成24年6月28日

有効期間の末日 平成29年7月5日

1 事業所の名称

ペットディーラー ロゼット

2 事業所の所在地

愛知県津島市神尾町吉田45番地

3 登録に係る動物取扱業の種別

販売

4 動物取扱責任者の氏名

白井 摩美

5 備 考

1 この処分に対する取消訴訟については、愛知県を被告として、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6ヶ月以内に提訴することができます(処分があつた日の翌日から起算して1年を経過した場合は除きます。)。ただし、処分があつたことを知った日の翌日から起算して60日以内に審査請求をした場合には、処分の取消訴訟は、その審査請求に対する裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6ヶ月以内に提起しなければなりません(裁決があつた日の翌日から起算して1年を経過した場合は除きます。)。2 この処分について不服があるときは、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して60日以内に、愛知県知事に対して審査請求することができます。ただし、処分があつたことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、処分があつた日の翌日から起算して1年を経過した場合には、審査請求することができません。



様式第2

動尾第526号

動物取扱業登録証

氏名 有限会社 EIOKU
代表取締役 白井 照敏 様

住所 愛知県海部郡蟹江町西之森6丁目20番地

動物の愛護及び管理に関する法律第10条第1項に基づき、上記の者を動物取扱業者として登録する。

愛知県動物保護管理センター所長

田中 豊



登録の年月日 平成19年7月6日

登録の更新の年月日 平成24年6月28日

有効期間の末日 平成29年7月5日

1 事業所の名称

ペットディーラー ロゼット

2 事業所の所在地

愛知県津島市神尾町吉田45番地

3 登録に係る動物取扱業の種別

保管

4 動物取扱責任者の氏名

白井 摩美

5 備考

1 この処分に対する取消訴訟については、愛知県を被告として、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して6ヶ月以内に提訴することができます(処分があつた日の翌日から起算して1年を経過した場合は除きます。)。ただし、処分があつたことを知った日の翌日から起算して60日以内に審査請求をした場合には、処分の取消訴訟は、その審査請求に対する裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6ヶ月以内に提起しなければなりません(裁決があつた日の翌日から起算して1年を経過した場合は除きます。)。2 この処分について不服があるときは、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して60日以内に、愛知県知事に対して審査請求することができます。ただし、処分があつたことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、処分のあつた日の翌日から起算して1年を経過した場合には、審査請求することができません。